

「 犯罪白書
～保護司の記述～」
から学ぶ

令和2年8月2日

東灘区保護司会
和田道夫



「保護司」記述内容の変遷

| | H22年版 | H23年 | H24年 | H25年 | H26年 | H27年 | H28年 | H29年 | H30年 | R元年版 |
|---|---|-------|-----------|-------|-------|-------|-------|-----------|-------|---------|
| 保護区 | 883 | 883 | 886 | 886 | 886 | 886 | 886 | 886 | 886 | 886 |
| 保護司人員 | 48851 | 48664 | 48221 | 図のとおり | | | | | | 推移 |
| 女性 | 12585 | 12512 | 第7編 参照 | | | | | | | 推移 |
| 女性比率 | 25.8% | 25.7% | | | | | | | | 推移 |
| 平均年齢 | 63.6 | 63.8 | | | | | | | | 70歳以上推移 |
| 年齢層別60歳以上 | 74.9% | 76.4% | | | | | | | | |
| 40歳代以下 | 5.1% | 4.8% | | | | | | | | |
| 職業 | 無職(主婦を含む)が最も多く、次いで、会社員等であるが、宗教家、商業・サービス業も比較的多い。 | | | | | | | | | |
| 更生保護サポートセンター設置個所 | | | | 155 | 245 | 345 | 446 | 第7編 参照 | 501 | 802 |
| 利用回数 | | | | 25390 | 30742 | 44758 | 51146 | 第7編 参照 | 78318 | 83531 |
| 第7編 刑務所出所者等の社会復帰支援 第2章 再犯防止・改善更生のための社会復帰支援策と民間の協力・参加 第3節 保護司と保護司活動 第3章 保護司及び受刑者・少年院在院者に対する意識調査 | | | | | | | | 詳細な説明 | | |
| 第7編 更生を支援する地域のネットワーク 第2章 更生を支援する地域社会の理解と協力 第2節 更生を支援する地域の環境づくり 1 地域のボランティア (1) 保護司を始めとする更生保護ボランティア 2 地方公共団体との連携 (2) 保護司活動への支援における取組 | | | | | | | | | | |

H24, 29に特集で
R元年は詳細に



平成24年版

第7編 刑務所出所者等の社会復帰支援

第1章 はじめに

第2章 再犯防止・改善更生のための社会復帰支援策と民間の協力・参加

第1節 就労支援

第2節 刑務所出所者等の住居確保・福祉的な支援のための取組

第3節 保護司と保護司活動

1 保護司

2 保護司活動

3 保護司制度の基盤整備に向けた取組

第4節 刑務所出所者等の社会復帰支援における民間の協力・参加

第3章 保護司及び受刑者・少年院在院者に対する意識調査

第1節 保護司調査

第2節 受刑者調査及び在院者調査

第4章 おわりに

平成29年版

第7編 更生を支援する地域のネットワーク

第1章 はじめに

第2章 更生を支援する地域社会の理解と協力

第1節 国民の意識の現状

第2節 更生を支援する地域の環境づくり

1 地域のボランティア

2 地方公共団体との連携

3 国民に対する広報・啓発活動

4 矯正施設による地域への協力・貢献



令和元年度 犯罪白書

第3編 平成における犯罪者・非行少年の処遇

第1章 犯罪者の処遇 第5節 更生保護 6 保護司

●保護司は、犯罪をした者や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアであり、**保護司法に基づき、法務大臣の委嘱**を受け、民間人としての柔軟性と地域性を生かし、**保護観察官と協働**して保護観察や生活環境の調整を行うほか、**地方公共団体と連携**して犯罪予防活動等を行っている。その身分は、**非常勤の国家公務員**である。

●平成31年4月1日現在、保護司は、全国を886の区域に分けて定められた保護区に配属されている。保護司の定数は、保護司法により5万2,500人を超えないものと定められているところ、その人員は、**元年は4万8,338人であり、16年に平成期のピークの4万9,389人となり、その後減少傾向となり、31年は4万7,245人となって平成期で最少を記録した。**

●各年1月1日現在における保護司の**平均年齢は65.1歳**で、平成期においては15年、17年及び18年に一時的に低下したものの、**上昇傾向**が続いている。

●保護司における**女性の比率は、元年は20.6%、31年は26.3%**であり、同年の女性の比率は元年から5.7pt上昇している

●平成31年は元年・15年と比較し、70歳以上の割合が大きく上昇し、**約3人に1人(33.2%)が70歳以上**となっている。



●**昭和25年に保護司法が成立・施行され保護司制度が導入**されて以来、保護司を構成員とする保護司組織が全国に結成され、保護司の活動を支える機能を担ってきたが、これらの保護司組織は法律上に根拠のない任意組織に過ぎず、その役割・機能について明確な規定がなかった。**平成11年4月、保護司法の一部を改正する法律が施行されたことにより、保護司会及び保護司会連合会が法定化**され、保護司の職務に関する規定が整備された。また、地方公共団体の、保護司及び保護司組織に対する協力規定が設けられた。

●**平成16年4月に保護司の定年制が導入**され、退任者の増加が見込まれたこと、保護司適任者を確保する上で、従来からの保護司のネットワークを利用した方法では限界に達している地域もあることなどの状況を踏まえ、16年度から法務省保護局と全国保護司連盟の連携による保護司候補者内申委員会モデル地区事業が実施され、その成果を踏まえて、**20年度から保護司候補者検討協議会が設置**されている。保護司候補者検討協議会は、保護司活動に対する地域の理解を深め、幅広い人材から**保護司の候補者を確保**するとともに、保護司候補者の推薦手続の一層の適正化を図ることを目的として、保護観察所長及び保護司会長が共同して設置するもので、構成員は地方公共団体関係者、自治会関係者、教育関係者等から選定される。

●また、保護司会が組織的に個々の保護司の処遇活動に対する支援や犯罪予防活動を行えるよう、**平成20年度から更生保護サポートセンターの設置**が進められている。更生保護サポートセンターは、面接場所を提供するほか、保護司を始めとする更生保護関係団体、地域の関係機関・団体及び地域住民との連携の強化を図るための、地域における更生保護の拠点となっている。制度発足からの更生保護サポートセンターは30年度末までに、全国802か所に設置され、30年度の利用回数は8万3,531回であった。



第7編 まとめ 第2章 おわりに

…さらに、令和の時代においても、再犯防止は引き続き刑事政策上の重要テーマとなるものと思われる。平成後期からは、団塊の世代が大量退職し、活動の場を会社から地域へと移す人が増えている。バブル崩壊から期間が経過し、経済的豊かさより心の豊かさを求める傾向が見られる。ボランティア活動や、地域活動への参加意識も高まっており、自然災害の発生した後においても、ボランティアが活躍する場面はよく見られる。

平成期には、処遇プログラムにおける矯正・更生保護の連携や、入口支援における検察・更生保護の連携のように、刑事司法機関相互の連携が深まったが、司法と福祉との連携や心神喪失者等医療観察制度のように、刑事司法機関の外部にも刑事政策の輪が拡大する動きが見られた。

出所者らが戻るべき場所も地域社会であることから、子供から高齢者まで全ての人々が、性別、障害の有無や出自にかかわらず、共に支え合い、安心して生活ができる地域社会の実現が刑事政策の観点からも求められているといえる。…

